
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025 年 6 月 25 日

ネットワーク安全基準実践ガイドライン --個人情報保護コンプライアンス監査要求

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

・医療広告監督管理業務ガイドライン

・ネットワーク安全基準実践ガイドライン--個人情報保護コンプライアンス監査要求 ←

今号の注目法令

・商事調停条例(公開意見募集稿)←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 37 回(中国メインランド)

日時:2025 年 3 月 27 日(木)

「倒産実務から見る中国における債権回収のポイント」

講師:パートナー弁護士 屠 錦寧

第 38 回(台湾)

日時:2025 年 5 月 15 日(木)

「台湾個人情報保護法の実務対応及び最新改正動向」

講師:パートナー弁護士 吳 曉青

第 39 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 絢静

II. 中国法令アップデート(主に 2025 年 5 月 1 日～5 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、個人情報保護コンプライアンス監査要求という実務ガイドラインである。個人情報保護法上、個人情報取扱者は、コンプライアンス監査を実施する必要がある(同法 54 条及び 64 条 1 項)。コンプライアンス監査については、その細則として「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」が 2025 年 5 月 1 日から施行されており、同弁法では、コンプライアンス監査の主体、頻度及び対象等が定められている。本ガイドラインは、コンプライアンス監査を実施する際の実務上の指針として、コンプライアンス監査の原則・条件、実施手続及び内容・方法を具体的に定めるものである。

なお、本ガイドライン自体はかなり大量の内容であるため和訳はご用意していませんが、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」については弊事務所にて全訳を作成していますので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<経済諸法>

医療広告監督管理業務ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、医療広告の監督管理に関する具体的な管理規制である。本ガイドラインは合計 18 条であり、インターネットの急速な発展等の背景に鑑み、既存の医療広告管理弁法、インターネット広告管理弁法などに基づき、(市場監督管理部門による)医療広告の監督管理の規制をさらに具体化した。その主要な点は以下のとおりである。

1. 医療美容広告、未成年者に対する医療広告

中国では近年、医療美容広告により、容姿不安、過度な消費といった問題が多発している。本ガイドラインでは、容姿不安をもたらす内容を含む医療美容広告は違法な広告として認定されるべきことが強調されている。

また、インターネットなどのソーシャルメディアの普及により、医療広告が未成年者の心身の健康に与えるマイナスの影響リスクも顕在化している。本ガイドラインでは、未成年者を使用対象とするソーシャルメディアにおいて医療広告を掲載すること、未成年者に対して疾病治療目的がない医療美容プロジェクトを推薦することは違法な広告として認定されるべきことが強調されている。

2. インターネットプラットフォームの責任

本ガイドラインでは、インターネットプラットフォームの責任が強調されている。インターネットプラットフォームは、プラットフォーム上の医療サービスプロジェクトの経営者及び医療サービス情報のコンテンツを作成する「セルフメディア」(※個人等のいわゆるインフルエンサーがインターネットプラットフォームを利用して自身でコンテンツを作成し、発信するような個人メディアを指す。)に対し、検証・監視を行う義務がある。当該検証・監視義務を履行せず、セルフメディアにおいて医療機構以外の者が医療広告を行った場合には、広告法に基づき過料、業務停止等の処罰が科される可能性があることが強調されている。

3. 違法医療広告の処罰の程度の具体化

本ガイドラインでは、違法医療広告に対して処罰を科さない場合、処罰を軽減し、加重する場合等がより詳細に規定されている。例えば、医療機構が広告審査を経ずに医療広告を掲載したものの、広告の内容が当該医療機構の第一名称(医療機構執業許可証書で登録された正式な名称を指す)、住所、医療機構の種類等の基本情報に限られており、かつこれらの情報が当該医療機構の登録された医療機構執業許可(届出)事項と一致している場合には処罰を科さないことが可能とされている。一方で、癌治療、青少年の近眼予防等の重要な疾病に関する医療広告においてその機能、安全性、治癒率等を保証し、断言する場合には厳重な処罰を科す(加重する)ことが可能とされている。

[原文] 医疗广告监管工作指南

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

2025 年 5 月 9 日公布、同日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

ネットワーク安全基準実践ガイドライン--個人情報保護コンプライアンス監査要求

[ポイント] 「個人情報保護法」上、個人情報取扱者は、コンプライアンス監査を実施する義務を負う(54 条及び 64 条 1 項)。コンプライアンス監査については、「個人情報保護法」の下位規則として、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」が 2025 年 5 月 1 日から施行されており、同弁法では、コンプライアンス監査の主体、頻度及び対象等が定められている。これを受け、2025 年 5 月 19 日、ネットワーク安全基準実践ガイドライン-個人情報保護コンプライアンス監査要求(以下「本ガイドライン」という。)が公表され、同日から施行されている。本ガイドラインは、コンプライアンス監査を実施する際の指針として、コンプライアンス監査の原則・条件、実施手続及び内容・方法を具体的に定めるものである。

1. 監査の原則・条件: 監査の基本原則に加え、監査の実施条件及び監査人員の条件が定められている。コンプライアンス監査は、独立性、客観性及び公正性といった基本原則に基づいて実施する必要がある(本ガイドライン 4.1)、これらの基本原則を踏まえ、監査対象の証拠資料が満たすべき条件(本ガイドライン 4.2.2)や監査の実施回数(本ガイドライン 4.2.4)、監査人員の資格(欠格事由等)や監査人員の遵守事項が定められている。
2. 監査の実施手続: コンプライアンス監査は、①監査の準備、②監査の実施、③監査の報告、④問題の改善及び⑤文書の保管管理の 5 段階で実施され(本ガイドライン 5.1)、本ガイドラインには各手続の詳細が定められている。また、本ガイドラインの別紙には監査報告書の雛形も添付されており(附録 B、C)、実務上も参考になると思われる。
3. 監査の内容・方法: 項目ごとに監査すべき事項及び監査方法が具体的に定められている。例えば、個人情報の取扱いの委託については、①委託前の個人情報保護影響評価、②業務委託契約及び③受託者に対する定期検査の 3 点が監査すべき事項として定められており、それぞれについて、監査すべき資料と監査の方法が具体的に定められている(本ガイドライン 6.5)。

本ガイドラインは、法的な強制力を有するものではないが、コンプライアンス監査の具体的な指針を示すものであり、実務上も本ガイドラインを参照してコンプライアンス監査が実施されることになると考えられる。

本ガイドラインは、法的な強制力を有するものではないが、コンプライアンス監査の具体的な指針を示すものであり、実務上も本ガイドラインを参照してコンプライアンス監査が実施されることになると考えられる。

[原文] 网络安全标准实践指南——个人信息保护合规审计要求(网安秘字[2025]62 号)

[公布／公表機関] 全国ネットワーク安全標準化技術委員会(全国网络安全标准化技术委员会)

2025 年 5 月 19 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 芳賀洋一

草案・意見募集稿等

商事調停条例(公開意見募集稿)

[ポイント] 司法部は、関係機関と共同で「中華人民共和国商事調停条例」(意見募集稿)を起草し、パブリックコメントを募集している。調停(中国語:調解)とは、紛争当事者の合意を促して紛争を解決する非訟手続であり、仲裁や訴訟に比して、コストが低く、柔軟で、社会的安定に資するとして重視されている。調停には、地域に根差した「人民調停」(主に民事や軽微な法的トラブルを対象にする)、「行政調停」(労働、消費者等の分野における行政機関による調停)、商事調停(経済取引、契約紛争、国際取引等に対応しておりより専門知識を有する調停人が関与して解決に導く。いわゆる ADR である。)に分類される。これまで商事調停に関しては、一部の地方において地方レベルの法令として制定されているが、国レベル(全国性の法規)の商事調停に関する規則は、これが公布されれば初めてといえる。本意見募集稿では主に以下の内容を規定している。

1. 商事調停の対象範囲を明確化

商事調停とは、当事者が自発的に商事調停組織の主宰の下で、貿易、投資、金融、運輸、不動産、工事建設、知的財産

権等の分野における商事紛争を友好的に協議して解決する活動をいう。婚姻家庭、相続、後見、生活消費紛争及び法によりその他の方式により解決すべき紛争については、商事調停の対象とはしないとして、その対象範囲を明確にしている。

2. 管轄部門の職責を規定している。

国务院司法行政部門は、法により全国の商事調停業務を指導、監督し、商事調停業界の発展を統一的に計画する。

3. 商事調停組織及び商事調停員の要件・要求を明確化

商事調停組織(※商事調停組織とは、本条例により設立され、商事調停活動を展開する非営利法人を指す)を設立するには、関連条件に適合し、かつ、司法行政部門において登記しなければならない。商事調停員は、公平かつ誠実であり、かつ、関連条件に適合しなければならない(11 条)。商事調停組織は、内部管理制度を確立しなければならない。商事調停員名簿、調停規則、調停費用基準等の情報は、社会に公開しなければならない。なお、現時点でも、既に中国において商事調停組織は存在しており、中国において商事調停を行っている。具体的には、深圳市前海国際商事調停センター、上海東方国際商事調停院等の多数の商事調停組織が存在している。

4. 商事調停活動を規範化

本意見募集稿においては、商事調停の活動や実施フロー等が規範化されている。「商事調停合意」について人民法院(裁判所)に司法確認を申請し、(執行力を有する)債務名義とする手続き等が規定されている。

5. 涉外(国際)商事調停の発展等の目標

商事調停組織が本土外で業務機構を設立することを支援する等の規定が盛り込まれている。国务院が設立を認可した自由貿易試験区、海南自由貿易港内において、国外の商事調停組織が国の関係規定に基づき業務機構を設立することを許可する。商事調停組織は、専門的影響力及び公信力を有する外国籍の商事調停員を招聘することができる。

なお、本調停条例(意見募集稿)との関係について不明であるが、本年 5 月 30 日に、香港において、国家間の紛争を調停で解決する「香港国際調停院」の設立に向けた協定(条約)の署名式が開催された。香港国際調停院では国家間の問題のほか企業間の国際的なビジネス紛争などを扱う。中国に関連する紛争において、中国の国内・国外を含めて、商事調停という手段が活用される可能性を秘めている(但し、詳細や実務の動向については引き続き注視が必要である。)

[原文]商事調停条例(公开征求意见稿)

[公布／公表機関]司法部(司法部)

(意見募集期間:2025 年 5 月 27 日～2025 年 6 月 25 日)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。